

○国土交通省告示第四百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十七年四月十三日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道57号改築工事（中九州横断道路「犬飼千歳道路及び千歳大野道路」新設工事・犬飼インターチェンジから大野インターチェンジまで）並びにこれに伴う町道及び村道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県豊後大野市犬飼町下津尾字木ノ元、字犬飼山、字道添、字鮎ヶ瀬、字此モウセ、字大坪及び字神宿並びに柴北字才礼、千歳町長峰字長迫、字下ノ原、字ワラヒ久保、字倉園、字ナラ原、字高添原、字平石、字出口、字石五道原、字土木園、字城山、字長敬寺及び字佛久、石田字古峰、字楠、字五郎丸及び字平井河内、新殿字ナラキノ、字宮田、字岡ノ上及び字岡、船田字干草場、字ツル及び字米山、下山字高野無禮、字井ノ口、字仮屋元及び字飛瀬元並びに前田字オケ平、字石取、字日向谷及び字田代並びに大野町後田字中ノ切、字下ノ原、字神ノ木、字六歩一、字赤岩、字下鶴、字荒平上、字浦、字川屋道上、字トビ川、字川屋道、字下ノ久保、字由ヶ咲、字トチノ木、字島ノ原、字栗ノ木、字大坪及び字上ノ平、片島字太田久保、字太田及び字シボウ、杉園字穴井、字穴井原、字芝尾、字荻迫原、字荻迫及び字大原、田代字今峠、字岡山、字田代畑、字天神下、字藤原、字井ノ向、字又井、字尾無、字与田、字西ノ久保、字鳥井平、字塚ノ原、字下り迫及び字馬渡り並びに田中字横枕地内
- 2 使用の部分 大分県豊後大野市犬飼町下津尾字木ノ元、字犬飼山、字道添、字鮎ヶ瀬、字此モウセ、字大坪及び字神宿並びに柴北字才礼、千歳町長峰字長迫、字ワラヒ久保、字倉園、字ナラ原、字高添原、字平石、字出口、字石五道原、字土木園、字城山、字長敬寺及び字佛久、石田字古峰、字楠、字五郎丸及び字平井河内、新殿字ナラキノ、字宮田、字岡ノ上及び字岡、船田字干草場、字ツル及び字米山、下山字高野無禮、字井ノ口、字仮屋元及び字飛瀬元並びに前田字オケ平、字石取、字日向谷及び字田代並びに大野町後田字中ノ切、字下ノ原、字神ノ木、字六歩一、字赤岩、字下鶴、字荒平上、字浦、字川屋道上、字トビ川、字下ノ久保、字由ヶ咲、字トチノ木、字島ノ原、字栗ノ木、字大坪及び字上ノ平、片島字太田久保、字太田及び字シボウ、杉園字穴井、字穴井原、字芝尾、字荻迫原、字荻迫及び字大原、田代字今峠、字岡山、字天神下、字田代畑、字藤原、字井ノ向、字又井、字尾無、字与田、字西ノ久保、字鳥井平、字塚ノ原、字下り迫及び字馬渡り並びに田中字横枕地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県豊後大野市犬飼町下津尾字道添地内から同市大野町田代字馬渡り地内までの延長13.78kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「犬飼千歳道路及び千歳大野道路」新設工事）並びにこれに伴う町道及び村道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「犬飼千歳道路及び千歳大野道路」新設工事）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される町道及び村道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

中九州横断道路（以下「本道路」という。）は、大分県大分市から、豊後大野市、竹田市、熊本県阿蘇市、同県菊池郡等を経由して熊本市に至る、中九州地域を東西に横断する延長約120kmの自動車専用道路である。

本道路の通過する阿蘇地方は、阿蘇山や阿蘇くじゅう国立公園等の観光資源が多く、年間約1,600万人の観光客が訪れる九州でも有数の観光地であるが、大分方面からの阿蘇地方への年間を通じた観光ルートの確保が不十分であり、また、本件事業が施行される豊肥地方は、もやし等の農産物の生産、豊後牛等の畜産等が盛んな地域であるが、高速交通ネットワークが存在しない。このため、本道路は、地域の連携強化や地域産業の活性化に寄与するものと期待されている。

また、「全国総合開発計画「21世紀の国土のランドデザイン」」（平成10年3月閣議決定）、「九州地方開発促進計画（第5次）」（平成11年3月閣議決定）等においては、

本道路は、中九州地域における地域相互間の連携を強化するとともに、地域の活性化を図るために整備を推進する道路として位置付けられている。

一方、本件区間に対応する一般国道57号の区間（以下「現道」という。）は、中九州地域を東西に横断する唯一の主要幹線道路であるところ、幅員が狭小な2車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していない見通しの悪い急カーブ箇所及び縦断勾配が5%を超える急勾配区間が多数存在しており、幹線道路としての機能が十分に果たされているとはいえない。

本件事業の完成により、一般国道10号等を活用した大分県大分市から豊後大野市大野町までの高速交通ネットワーク（一部一般道利用）が形成され、地域内の連携の強化等が図られるとともに、東九州自動車道と連絡し、広域交通ネットワークが形成され、所要時間の短縮、定時性の確保等が図られることから、阿蘇地方をはじめとした観光の振興、農畜産物等の物流の効率化等により地域の活性化に寄与するものと認められる。また、現道の線形不良箇所等を迂回することが可能となり、安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者が平成10年6月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、環境影響評価を実施し、また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成16年1月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、環境影響評価を任意に再度実施したところ、騒音について遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は必要に応じて遮音壁の設置等を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、中九州地域の高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本体工事に係る施設のうち犬飼インターチェンジ（仮称）、千歳インターチェンジ（仮称）及び大野インターチェンジ（仮称）の位置については、周辺集落及び幹線道路とのアクセス等を考慮すると、事業計画のとおり、大分県豊後大野市犬飼町地内、同市千歳町地内及び同市大野町地内にそれぞれ設置することが適切なものと認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の北側を主に通過する北側ルート案、現道に近接して通過する現道近接ルート案（申請案）及び申請案の一部区間をト

ンネルにて施工する南側ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、支障物件の数等の土地利用に与える影響については同程度であるものの、申請案はトンネルによる施工箇所がなく、事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体工事の施工に伴う町道及び村道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、中九州地域における高速交通ネットワークの整備が求められているとともに、現道においては、線形不良箇所等があり、幹線道路としての機能が十分に果たされていないことから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、現道沿線周辺の自治体の長及び議会議員等からなる豊肥・地域高規格道路建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県豊後大野市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 大分県豊後大野市千歳町下山字井ノ口並びに前田字オケ平、字石取、字日向谷及び字田代並びに大野町後田字中ノ切、字下ノ原、字神ノ木、字六歩一、字赤岩、字下鶴、字荒平上、字浦、字川屋道上、字トビ川、字川屋道、字下ノ久保、字由ヶ咲、字トチノ木、字島ノ原、字栗ノ木、字大坪及び字上ノ平、片島字太田久保、字太田及び字シボウ、杉園字穴井、字穴井原、字芝尾、字荻迫原、字荻迫及び字大原、田代字今峠、字岡山、字田代畑、字天神下、字藤原、字井ノ向、字又井、字尾無、字与田、字西ノ久保、字鳥井平、字塚ノ原、字下り迫及び字馬渡り並びに田中字横枕地内